

第38回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成23年2月17日(木)15時00分から16時45分

場 所 生駒市役所401・402会議室

【出席者(敬称略)】

〔委 員〕 下村敏博、風間規男、井上正二、井上直紀、首藤宏樹、
谷中重紀、出口隆司

〔実施機関〕 福祉支援課長 辻 靖司、同課長補佐 中田和也
同課支援係長 石倉真由美

〔事務局〕 総務課長 奥村直幸、同課長補佐 西川芳幸、
同課情報統計係長 市川豊

【事前送付資料】 1 諮問個第30号諮問書写し

【当日配付資料】 1 レジユメ

2 諮問個第30号説明資料

3 報告案件資料

・生活保護(医療扶助)レセプトオンライン処
理について

【議 題】 1 【諮問案件】・一人暮らし高齢者の見守り事業の実施に際
し民生児童委員に一人暮らし高齢者の情報を提供する
ことについて(福祉支援課)

2 【報告案件】・生活保護者の医療扶助レセプトデ
ータの電子化に伴うオンライン結合について

3 【その他】

審議事項

- 1 一人暮らし高齢者の見守り事業の実施に際し、民生児童委員連合会事務局及び民生児童委員に一人暮らし高齢者の情報を提供することについて（福祉支援課）

〔 結 論 〕

一人暮らし高齢者の見守り事業の実施に際し、民生児童委員連合会事務局及び民生児童委員に一人暮らし高齢者の情報を提供することについて適当なものと認める。

各一人暮らし高齢者への通知は省略して差し支えない。

本事業については、高齢化が進行するなか、その必要性が十分に理解される半面、一人暮らし高齢者の情報の取扱いについては、十分に留意されるよう直接担当する民生児童委員及び民生児童委員連合会事務局と連携されるよう実施機関に求める。

答申の詳細については会長に一任する。

〔 審議経緯 〕

事務局より、本諮問の概要について説明があった。

実施機関である福祉支援課より、一人暮らし高齢者の見守り事業の実施における具体的内容について説明があった。

〔主な内容は次のとおり〕

本事業は、住民基本台帳より一人暮らし高齢者をリストアップして作成された台帳をもとに民生児童委員のみなさんに各担当地域の一人暮らし高齢者の方々のお宅を訪問していただき、各高齢者の安否と状況把握を行っていただくもので、各訪問先で聞き取りした情報を台帳に記録する事業であります。

作成された台帳は、原本を福祉支援課に提出していただくとともに、

その写しを2部作成し、各民生児童委員及び民生児童委員連合会事務局で保管していただくことになっております。

本事業については、従来より委託業務として取扱うとのことで、生駒市情報公開及び個人情報運営審議会において審議していただいておりますでしたが、高齢化の波が急速に広がる中で、昨年、民生委員の改選があり、情報の提供について審議会のご意見をたまわりたいとのことで諮問させていただきました。

一人暮らし高齢者の実施に伴う各個人への通知であります。対象者が毎年増加していることから、広報等でお知らせし個別の通知書は送付しておりませんのでよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

[質疑]

Q 対象となる一人暮らし高齢者の総数はどれほどですか

A 約5000名ほどになるかと思えます。

Q 各民生児童委員の担当する件数はどれくらいですか。また、民生児童委員はどれくらいおられますか。

A 担当していただく地域により異なりますが、件数で言いますと該当者が少ない地区で約10名程度、多い地区では約30名から40名ほどになります。また、委員数は152名となります。

Q 一人暮らし高齢者への調査の方法や確認内容は、国などで定まった様式がありますか、それとも生駒市独自のものですか。

A 国などで定まった様式があるわけではございません、生駒市独自で作成しておりますが、緊急連絡先や医療関係の情報など他市と共通する部分もあるかと思えます。

Q 民生児童委員連合会事務局及び民生児童委員の個人情報管理について

A 民生児童委員連合会事務局は生駒市社会福祉協議会の中にあり、運営されており、生駒市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適切に管

理されています。また、民生児童委員につきましては、法律上守秘義務が課せられておりますとともに、就任時に活動テキストを配布し個人情報保護等について奈良県より研修が行われています。

また、民生児童委員連合会事務局でも個人情報保護について各民生児童委員に周知を図っておりますとともに、本事業につきましては所管課であります私ども福祉支援課より個人情報保護について注意喚起させていただいておりますことから、各民生児童委員の方々の守秘義務の意識は高いものと考えております。

Q 本事業については、いつごろから始められておられますか。

A 平成元年から始めております。それ以前は、地域についてはこのような調査が必要な状況ではありませんでしたが、そのころから必要性を感じるようになり実施してまいりました。

Q これらの収集した情報について災害時の活用は考えていますか。

A 現状ではそのような活用はおこなっておりませんが、今後の課題と考えております。

Q 民生児童委員の委員数は十分なのでしょうか。

A 所管課も増やしていただけるように奈良県にお願いしているところですが、定数が決まっておりますすぐに増員とはいかない状況です。

【審議】

本事業は、高齢化が急速に広がる中、必要性の高いものであり、本市としても取り組むべき事業といえることから、民生児童委員連合会事務局及び民施児童委員に情報提供することは、本審議会では適当なものとする。

民生児童委員連合会事務局及び民施児童委員に個人情報の管理については今までの実績もあり、その管理については適当と考えるが、より一層の情報管理を図っていただきながら、一人暮らし高齢者の見守りという重要な業

務を遂行していただきたい。

補足意見として、民生児童委員の業務への荷重が増す中で、その定員数は、生駒市独自で増やすことができないため、県への増員の要望や、民生児童委員がより活動しやすいように、自治会等の他の団体とも今以上に連携のとれるような環境整備を実施機関として検証していくことを希望する。

2 【報告案件】・生活保護者の医療扶助レセプトデータの電子化に伴うオンライン結合について

本年4月より生活保護者の医療扶助レセプトデータについては国のIT化促進の流れから全国的にオンラインによる処理に変更されることになっておりますので報告させていただきます。

内容につきましては、医療扶助のレセプト確認について現状では紙ベースでのチェックをオンラインに変更するもので、本市の生活保護システムのパソコンとは直接接続はせず、専用回線で奈良県診療報酬支払基金と国から配布されました処理ソフトを入れた専用パソコンをもって接続しチェックを行うものであり、データについてはFD等の媒体を利用して、生活保護システムパソコンより専用パソコンに移行するものです。

なお、全国一斉に実施される事務に関するオンライン結合とのことで従前に頂いております答申に基づき報告案件とさせていただいております。

3 【その他】 なし

4 閉会